

令和6年度（2024年度）介護サービス提供基盤等整備事業費交付金交付要綱

（目的）

第1 道内において、介護サービス提供基盤等の整備を計画する市町村に対し、市町村が作成した市町村計画（介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱（平成27年7月10日付け高福第543号。以下「実施要綱」という。）により作成される地域密着型サービス施設等整備計画、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画、介護施設等の施設開設準備計画、大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画、介護予防拠点における防災意識啓発計画、定期借地権利用整備計画、ユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修整備計画、介護療養型医療施設等転換整備計画、看取り環境整備計画、共生型サービス事業所整備計画、簡易陰圧装置の設置計画、ゾーニング環境等整備計画、多床室の個室化改修計画又は介護職員の宿舍施設整備計画をいう。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付事業者及び交付事業等）

第2 この交付金は、市町村を交付事業者とし、実施要綱に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。ただし、他の国庫負担（補助）制度により現に当該事業の経費の全部又は一部を負担若しくは補助されている場合を除く。

1 地域密着型サービス等整備等助成事業

実施要綱第2の2により市町村が作成する地域密着型サービス施設等整備計画、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備計画、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備計画、災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備計画（以下「地域密着型サービス施設等整備計画等」という。）に基づき、市町村が実施する事業又は民間事業者（以下「事業者」という。）が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

実施要綱第3の2により市町村が作成する介護施設等の施設開設準備計画、大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT導入計画及び介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発計画（以下「介護施設等の施設開設準備計画等」という。）に基づき、市町村が実施する事業又は事業者が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

3 定期借地権設定のための一時金の支援事業

実施要綱第4の2により市町村が作成する定期借地権利用整備計画に基づき、事業者が実施する用地確保に係る事業に対し市町村が補助する事業。

4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

実施要綱第5の2により市町村が作成するユニット化整備計画、プライバシー保護のための改修

整備計画及び介護療養型医療施設等転換整備計画（以下「ユニット化整備計画等」という。）、看取り環境整備計画及び共生型サービス事業所整備計画に基づき、市町村が実施する事業又は事業者が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

5 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

実施要綱第6の2により市町村が作成する簡易陰圧装置の設置計画、ゾーニング環境等整備計画、多床室の個室化改修計画（以下「簡易陰圧装置の設置計画等」という。）に基づき、市町村が実施する事業又は事業者が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

6 介護職員の宿舎施設整備事業

実施要綱第7の2により市町村が作成する介護職員の宿舎施設整備計画に基づき、市町村が実施する事業又は事業者が実施する事業に対し市町村が補助する事業。

（交付対象経費）

第3 この交付金の対象経費は、別表1の各表の第3欄に掲げる経費とする。

（交付金の対象除外）

第4 この交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

1 地域密着型サービス等整備助成事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業を行う場合

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業を行う場合

- (1) 平成26年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業に要する費用
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に要する費用

3 定期借地権設定のための一時金の支援事業を行う場合

- (1) 保証金として授受される一時金に要する費用
- (2) 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金に要する費用
- (3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合の一時金に要する費用

4 介護職員の宿舎施設整備事業を行う場合

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 設備整備に係る経費

（交付金交付額の算定方法）

第5 交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、複数年で整備する事業に係る交付金の交付額は、整備初年度における介護サービス提供基盤等整備事業に係る交付金交付要綱で定める算出方法により算出した額の範囲内で、知事が認めた額とする。

1 地域密着型サービス等整備助成事業

地域密着型サービス等整備助成事業に係る交付額は、地域密着型サービス施設等整備計画等ごとに、次により算出する。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業に係る交付基準額は、地域密着型サービス施設等整備計画等に記載された施設等につき、別表 1 (1) の第 2 欄に定める額 (1,000 円未満切捨) とする。
- (2) 別表 2 の第 1 欄に定める各法律に基づく事業として同表第 2 欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、(1) により算定した額と同表第 3 欄に定める率を乗じて得た額 (1,000 円未満切捨) を加算することができるものとする。
- (3) 事業を実施する市町村が、豪雪地帯対策特別措置法 (昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) に基づく離島等に所在する場合は、(1) 及び(2) により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額 (1,000 円未満切捨) を加算することができるものとする。
- (4) (1) から(3) により得た額と、別表 1 (1) の第 3 欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る交付額は、施設開設準備計画等ごとに、次により算出する。

- (1) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る交付基準額は、施設開設準備計画等に記載された施設等につき、別表 1 (2) の第 2 欄に定める額とする。
- (2) 事業を実施する市町村が、離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) に基づく離島等に所在する場合は、(1) により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額 (1,000 円未満切捨) を加算することができるものとする。
- (3) (1) 及び(2) により得た額と、別表 1 (2) の第 3 欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

3 定期借地権設定のための一時金の支援事業

定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る交付額は、定期借地権利用整備計画ごとに、次により算出する。

- (1) 定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る交付基準額は、定期借地権利用整備計画に記載された施設等につき、別表 1 (3) の第 2 欄に定める額とする。
- (2) 事業を実施する市町村が、離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) に基づく離島等に所在する場合は、(1) により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額 (1,000 円未満切捨) を加算することができるものとする。
- (3) 第 7 の 1 に該当する事業である場合は、(1) 及び(2) により得た額と、別表 1 (3) の第 3 欄の A に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額に、第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (4) 第 7 の 2 に該当する事業である場合は、(1) 及び(2) により得た額と、別表 1 (3) の第 3 欄のイ に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業に係る交付額は、ユニット化整備計画等ごとに、次により算出する。

- (1) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業に係る交付基準額は、ユニット化整備計画等に記載された施設等につき、別表 1 (4) の第 2 欄に定める額とする。
- (2) 別表 2 の第 1 欄に定める各法律に基づく事業として同表第 2 欄に定める対象施設が整備される場合には、当該施設の種類ごとに、(1) により算定した額と同表第 3 欄に定める率を乗じて得た額 (1,000 円未満切捨) を加算することができるものとする。
- (3) 事業を実施する市町村が、豪雪地帯対策特別措置法 (昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) に基づく離島等に所在する場合は、(1) 及び(2) により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額 (1,000 円未満切捨) を加算することができるものとする。
- (4) (1) から(3) により得た額と、別表 1 (4) の第 3 欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

5 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に係る交付額は、簡易陰圧装置の設置計画等ごとに、次により算出する。

- (1) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業に係る交付基準額は、簡易陰圧装置の設置計画等に記載された施設等につき、別表 1 (5) の第 2 欄に定める額とする。
- (2) 事業を実施する市町村が、離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) に基づく離島等に所在する場合は、(1) により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額 (1,000 円未満切捨) を加算することができるものとする。
- (3) (1) 及び(2) により得た額と、別表 1 (5) の第 3 欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

6 介護職員の宿舎施設整備事業

介護職員の宿舎施設整備事業に係る交付額は、介護職員の宿舎施設整備計画ごとに、次により算出する。

- (1) 介護職員の宿舎施設整備事業に係る交付基準額は、介護職員の宿舎施設整備計画に記載された施設等につき、別表 1 (6) の第 2 欄に定める額とする。
- (2) 事業を実施する市町村が、離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) に基づく離島等に所在する場合は、(1) により算定された当該額に 0.08 を乗じて得た額 (1,000 円未満切捨) を加算することができるものとする。
- (3) 第 7 の 1 に該当する事業である場合は、(1) 及び(2) により得た額と、別表 1 (6) の第 3 欄の A に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額に、第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- (4) 第 7 の 2 に該当する事業である場合は、(1) 及び(2) により得た額と、別表 1 (6) の第 3 欄の B に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない方の額を交付額とする。

(交付金の交付申請)

第6 交付金の交付を受けようとする市町村は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下保福様式について同じ。））に告示に定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7 交付金を交付する場合は、次の条件を付すものとする。

1 市町村が実施する介護サービス提供基盤等整備事業に対して交付金を交付する場合

(1) 交付事業等を行うために必要な調達を行う場合は、道の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

(2) 規則、本交付要綱及び本交付金の決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって交付事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。

(3) 交付事業等の内容の変更（次のいずれかに該当する場合を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、介護サービス提供基盤等整備事業の経費の配分の変更は承認しないものとする。

ア 当該変更に伴う交付対象経費の増減額が、変更前の交付対象経費の額の10分の1を超えないとき。

イ 交付金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

(4) 交付事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(5) 交付事業等が期限までに完了しないとき又は交付事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(6) 交付事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

(7) この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

(8) (7)の命令に違反したときは、当該交付事業等の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命ずる。

(9) この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

(10) 交付事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。

(11) 交付事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該交付事業等の完了の

日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (12) この交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る交付事業等の成果が適合しないときは、当該交付事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずる。
- (13) 交付事業等に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 1 の様式による調書を作成するとともに、歳入及び歳出についての証拠書類を整理し、これを交付事業等の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については当該処分を制限された期間保存しなければならない。
- (14) 交付事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに交付事業等により取得し、又は効用の増加した財産（1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具及びその他財産）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事又は総合振興局長若しくは振興局長の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (15) 市町村が知事の承認を受けて(14)の財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を道に納付させることがある。
- (16) (15)に定める場合を除くほか、交付事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。
- (17) 交付事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、交付事業等の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (18) 交付事業等を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (19) この交付事業等の完了により相当の収益が生じたときは、交付金の全部又は一部を道に納付させることがある。
- (20) 次のいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがある。交付金の額の確定があった後においても、また同様とする。
 - ア この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。
 - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - ウ 交付事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - エ 交付事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に

供したとき。

オ アからエに掲げる場合のほか、交付事業等に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

- (21) (20)の規定による処分に関し、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (22) 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (23) 交付金の返還を命ぜられ、当該交付金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (24) (6)の遂行の状況に関する報告のほか、交付金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

2 市町村が介護サービス提供基盤等整備事業を行う事業者に対して補助金を交付する場合

- (1) 規則、本交付要綱及び本交付金の決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって交付事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 交付事業等の内容の変更（次のいずれかに該当する場合を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、介護サービス提供基盤等整備事業の経費の配分の変更は承認しないものとする。
 - ア 当該変更に伴う交付対象経費の増減額が、変更前の交付対象経費の額の 10 分の 1 を超えないとき。
 - イ 交付金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (3) 交付事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 交付事業等が期限までに完了しないとき又は交付事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 交付事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って交付事業等を遂行すべきこと

を命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

- (7) 前号の命令に違反したときは、当該交付事業等の遂行を一時停止し、並びに当該交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命ずる。
- (8) この交付金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容及びこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 交付事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。
- (10) 交付事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該交付事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (11) 交付事業等完了後に消費税及び地方消費税の申告により事業者のこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、別紙2の様式により速やかに知事に報告し、当該返還金を返還しなければならない。

また、この交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、この交付金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、交付金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告しなければならない。

- (12) この交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る交付事業等の成果が適合しないときは、当該交付事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずる。
- (13) 交付事業等に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙1の様式による調書を作成するとともに、歳入及び歳出についての証拠書類を整理し、これを交付事業等の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については当該処分を制限された期間保存しなければならない。
- (14) 市町村が補助事業者に対して、この交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- ア 補助事業等を行うために必要な調達を行う場合は、市町村の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- イ 補助事業等の内容の変更（次のいずれかに該当する場合を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、介護サービス提供基盤等整備事業の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- (7) 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の1を超えないとき。
- (イ) 補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

- ウ 補助事業等中止し、又は廃止する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- エ 補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。ただし、処分を制限された取得財産等に係る帳簿及び書類については当該処分を制限された期間保存しなければならない。
- オ 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市町村に報告し、その指示を受けなければならない。
- カ 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を市町村長に提出し、また、市町村の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- キ この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- ク キの命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命ずる。
- ケ この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- コ 補助事業等に係る建設工事が完成したときは、速やかに工事完成届を市町村長に提出しなければならない。
- サ 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を市町村長に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- シ この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずる。
- ス 補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件の取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- セ 市町村長の承認を得てスの財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を市町村に納付させることがある。
- ソ セに定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を市町村に納付させることがある。
- タ この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を市町村に

納付させることがある。

チ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ツ 補助事業等を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

テ 補助事業等完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙 2 の様式に準じて速やかに市町村長に報告しなければならない。なお、当該仕入れ控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、この補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに市町村長に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに市町村長に報告すること。

ト 定期借地権設定のための一時金の支援事業の補助を受ける補助事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である補助事業者に戻す旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

なお、土地所有者より返還があった場合には、市町村長へ報告しなければならない。

また、市町村長に報告があった場合には、返還額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

ナ 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。

(ア) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(イ) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(ウ) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(エ) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ市町村長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

(オ) (ア) から (エ) に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市町村長の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

ニ ナの細分の規定に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を市町村に納付しなければならない。

ヌ 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を市町村に納付しなければならない。

ネ 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により市町村の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

ノ カの遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は市町村の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(15) (14)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(16) (14)により、補助事業者から市町村へこの交付金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を道に納付させることがある。

(17) 次のいずれかに該当するときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された交付金があるときは、その返還を命ずることがある。交付金の額の確定があった後においても、また同様とする。

ア この交付金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの交付金を使用しないとき。

イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの交付金を過大に請求し、又は受領したとき。

ウ 交付事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

エ アからウに掲げる場合のほか、交付事業等に関して、この交付金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(18) (17)の規定による処分に関し、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(19) 交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。

(20) 交付金の返還を命ぜられ、当該交付金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相

当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

(21) (5)の遂行の状況に関する報告のほか、交付金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(交付金の交付決定内容等の変更)

第8 この交付金の交付決定を受けた市町村は、交付事業等の内容の変更をしようとするときは、速やかに補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に第6に掲げる書類を添付の上、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(交付事業等の中止又は廃止)

第9 この交付金の交付決定を受けた市町村は、交付事業等中止し、又は廃止する場合は、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）に關係書類を添付の上、知事の承認を受けるものとする。

(交付金の実績報告)

第10 市町村は、交付事業等が完了した日から30日以内（交付事業等の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日から30日以内）又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に告示に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

(書類の提出部数)

第11 規則及びこの要綱により知事へ提出する書類の部数は1部とする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。